

知多北部広域連合監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和7年度知多北部広域連合の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年11月4日

知多北部広域連合監査委員 田 中 奈 美

知多北部広域連合監査委員 稲 葉 裕加里

第1 監査の概要

1 監査の対象

令和7年4月1日から令和7年9月30日までの総務課及び事業課の所管する予算に係る財務に関する事務の執行について監査を行った。

2 監査の実施日

令和7年10月23日

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、監査基準に則り、監査資料の計数の確認、予算の執行、契約の適正、物品及び基金の管理に着眼し、総務課及び事業課から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証拠書類との突合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、総務課及び事業課の所管する予算に係る財務に関する事務は適正に執行されているものと認められた。